

Title	C. G. Starr, The birth of Athenian democracy : the Assembly in the fifth century B. C.
Sub Title	
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.191- 196
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0191

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

C. G. Starr :

The Birth of Athenian Democracy, The Assembly in the Fifth Century B. C.,

Pp. 86. Oxford University Press, New York 1990,

\$16.95. ISBN 0 19 506586 7

真下英信

近年、古代アテーナイの民主制を主題にしたすぐれた研究書が相次いで刊行されている。例えば、J. Bleicken, *Die athenische Demokratie* (Paderborn 1985), R. Sealey, *The Athenian Republic* (University Park 1987), M. Ostwald, *From Popular Sovereignty to the Sovereignty of Law; Law, Society, and Politics in the Fifth-Century Athens* (Los Angeles 1987), R. K. Sinclair, *Democracy and Participation in Athens* (Cambridge 1988), そして、D. Stock-

ton の *The Classical Athenian Democracy* (Oxford 1990) である。

ここに紹介する C. G. Starr の書もこうした研究書の一つに数えられるであろう。本書の特徴は、民主制の要と言わべき民会を中心に議論が展開されている所にある。正味僅か六〇頁程の小冊子にすぎないが、民主制を多面的に論じた示唆に富む書との印象を評者は得たので、本欄で取り上げてみた。なお、著者は、日本でも *The Economic and Social Growth of Early Greece 800-500 B. C.* などの本で良く知られているので、ここで改めて紹介する必要はあるまい。

五章からなる本書の最初の二章は、通時的な記述で、民主制の出現から前五世紀に至る民主制の発展を述べる。

第一章 民会の出現

ギリシア世界が一般に王制から貴族制に移行した前六百年頃までにアテーナイに民会が存在した事実を伝える資料はない。ホメーロスの詩では、民会は組織化されておらず、そこでは人々は発言することを期待されておらず、ただ情報を受け取るだけであった。

前七世紀、いくつかのポリスは法を定めたが、その制定にあたっては何らかの市民の賛同があった可能性がある

る。アテーナイでは、前七世紀末の混乱を收拾すべくソロンが改革を断行した。この時、市民の最下層であるテーテスも民会に出席可能となり、民会は国政の一翼を担う制度としてより整えられた。また、四百人の評議会もソロンによって設立され、国政の審議がより能率的に処理されるようになった。

僭主時代にも、民会は、アリストンの動議によって僭主の護衛官設置が認められているように、実態はともかく開催されていた。

第二章 民会の強化

僭主追放後、クレイステネスが改革を行うと、民衆の力は一層強化された。十部族とそれに基づく五百人評議会が設立され、文字通り、全アッティカが単一の制度下に運営されていくことになった。彼の改革の目的が那辺にあったか議論のある所である。新部族の作成にあたり、ゲリマンダーのようなことはしなかったとは言え、彼は自派の利益を求めたのではないかと考える懐疑的な歴史家もいる。彼が、民会によって民衆の支持を得ようとしたのは事実である。改革の目的がなんであれ、*probulenna* など民会をチェックする制度を設けたりしたが、彼が民会に国政の最終的決定権を賦与したことは明らか

である。

なお、オストラキスモスは、六千票以上の投票があった時に有効となり、その中の最高得点者が追放される制度であった。

クレイステネスの改革は多分に日和見主義的な所がある。しかし、著者によれば、日和見主義者が、自己の利益を目指して計画した以上に大きな影響を後世に与えることは希ではない。歴史を考えた時、興味深い指摘である。

ところで、諸制度は、真空状態に生まれるのではなく、諸々の歴史的イベントと絡んで生じるのである。この点、ペルシア戦争は、アテーナイの民主制の発展に大きな影響を与えた。これを機に、アテーナイは農業国から一大海軍国に成長したのである。通説によると、ペルシア戦争は、艦船の漕ぎ手として活動し、アテーナイの商工業の発展によって利益を得たテーテス階級の政治的立場を強化した。だが、かかる見解は慎重な検討を要すると著者は考える。なぜならば、アテーナイの商工業は、主にメトイコイによって営まれており、しかも、テーテス階級は民会で余り大きな比重を占めていなかったからである。評者の思うに、アリストテレス (*Pol. V. 1304 a*

17-24) 以来のこの見解も再検討が必要かもしれない。

ペルシア戦争後、デロス同盟は帝国となり、アテーナイではキモンに代表される保守派が復活した。前者は、前四五年の同盟金庫のデーロス島からアテーナイへの移管により完成したが、帝国化の動きは遅々としておりほとんど人に気づかれずに進展していた。後者は、エピアルテスの改革とその方針を継いだペリクレスの抬頭によって抑えられ、逆に民主化が徹底していく結果になった。

エピアルテスの改革内容は不詳である。だが、改革後程なく、国政の決定事項が、評議会と民会の決定事項として碑文に多く刻まれるようになったことは明らかである。なお、アテーナイ人は、民主制に全幅の信頼をおいていたが、例えば陪審制にみられる如く、司法であれ立法であれ、個人をあてにしなかつたとの著者の指摘も注目に値する。

ペリクレス時代は、内においては、市民権限定法に象徴されるポリスの封鎖性が完成すると共に、外にあっては、帝国支配が強化された時であった。ここにあって、民会は、同盟国支配強化の法や度量衡統一令など、内外の政策の全てを決定していった。アテーナイ帝国は、ポ

リスの生命でもある自治 (autonomia) の原則を無視したのである。因に、ペリクレスはペロポネソス戦争勃発の重大責任を負うべきであると著者は考えている。

第三章以下は、前五世紀の民会をめぐる諸問題を共時的に論じる。

まず、第三章は、民会で誰が投票出来、誰がしたかを検討する。

民会での投票資格は、一八才以上のアテーナイの男子市民に限定されていた。その実数は、通説によれば人口が最も多かつたと推定されているペロポネソス戦争勃発直前で四・三万人である。これに婦女子、子供、メトイコイを含めて一七・二万人となる。そして、奴隷六万人 (著者は、周知の如く、奴隷数を低く見積もっており、せいぜい三万人としている) を加えた二三・二万人が当時のアテーナイの総人口となる。従って、民会で投票出来た人は全人口の一八・五%となる。

こうした参政者の限定が、奴隷の存在や婦女子に参政権を認めなかつた事実と共にしばしばアテーナイの民主制の欠点として指摘されている。しかし、著者は、こうした批判に反論する。その一つとして、一八六〇年のアメリカ合衆国の大統領選挙でも全人口のせいぜい二〇%

の人が投票出来たにすぎないとの興味ある資料を提示している。

ところで、民会が開催されたプニユクスの丘は、六千人程の人々が集まれる余地しかない。民会の出席者が少なかった理由として、市民の多くは田舎に居住しており、議場に赴くには時間がかかりすぎたこと、農作業に忙しかったことなどが指摘出来る。しかも、市民は自ら働く人が多く、決して富裕な少数の有産階級ではなかった。従って、民会の出席者は、市部の住民が多かった。

では、民会への出席資格はいかにチェックしたのだろうか、著者は面白い問題提起をしている。まずは、顔で判断出来たであろうと彼は推測している。

続く第四章は、民会の諸機能を論じる。民会は、宗教、財政、役人の選出と審査、そして司法と、国政の多方面に係わっていた。

宗教が国政上重要な比重を占めていた事実は、各プリユタネイアがかならず神事三件を扱っていたこと (Arist. Ath. XLIII 6。但し、本書はアリストテレスの作品ではないと著者は考えている) や、アリストテレスも国事の一部門に神事を含めている (Pol. VII. 8. 1328b) ことから理解出来る。こうした神事と俗事が一体と

なっていたポリス社会の特質は、もっとと究明されるべき問題ではないかと評者は考える。

財政経済問題は、今日の国家と異なり、アテーナイでは国政の中心課題ではなかった。穀物確保を除けば、国家は市民の経済活動に介入しなかったのである。

アテーナイの民主制の一大特徴は、役人の抽籤にあった。この制度は、役人の就任、退任にあたっては厳格な審査を伴い、決して無責任なものではなかった。

將軍は民会で大きな影響力を持っていたが、和戦の最終的決定権は民会にあった。また、ツキディデスも伝えられているように、民会は外交政策でも大きな役割を果たした。

司法権は抽籤により選出された市民から構成される法廷に属していた。しかし、職業的訴訟者や祭祀を汚した者など一部の事件は、民会が告訴した。この点、民会は分を弁えて公正に判断した。アルギヌーサイの海戦にからんで生じた將軍の裁判は、例外的な事例に属する。

最後の第五章は、浄めに始まる民会の諸手続きを論じる。イタチがプニユクスの丘を横切ると、民会が延期されるといふ奇妙な慣習があった。議題は、一般に民会が開催される四日前に評議会により作成、公示された。そ

の多くは、反対なく可決されたが、時には翌日にまで議論が持ち越されることもあった。発言の自由のもとになされた質疑応答には一定の決まりがあつた。賛否は挙手によつた。これは一般に想像されている程に不確実ではなかつた。

民会での議決にあつて、市民はリーダーから情報を入手したが、時にはリーダー同志が対立することもあり、最終的には民会での市民の判断が事を決定した。アテーナイ市民が如何に民主制を信頼していたかは、前四一一年や前四〇四年の寡頭派の革命の失敗が示している。

アテーナイの民主制は、前五世紀末に民会の機能が変化し、市民の主権にかわつて法のそれが政治を拘束するようになったとの Ostwald の見解は正しくない。市民が全ての主権者であり、民会の定めた法令と法廷の決定が全てを支配していたのである。

では、アテーナイの民会はなぜ首尾良く機能したのであるうか。貴族が上手に市民を指導したとか、評議会の役割が大きいとか様々な理由が指摘されている。著者によれば、それらのいずれでもなく、正しく、年四〇回以上開催された民会に出席した投票者の判断に求められる。彼等は、健全な判断力と政治感覚で事を処していったの

である。

以上の簡単な内容紹介からも分かるように、著者はアテーナイの民主制を批判すると言うよりも、極めて寛大とも言える態度でそれを容認している点が、本書の大きな特徴である。

最後に、本書を一読して気付いた点を二、三指摘しておこう。

まず、本書を繙くにあたり評者の念頭にあつた第一の問題は、東洋と異なつて、国政の決定の場に一介の市民でも参与出来る状況はギリシアでどのようにして生まれかと言ふ疑問であつた。この点、本書は何ら言及していないのは正直言つて失望した。もつとも、この問題は実証し難く、起源論を論じてみても所詮は、中井信彦の言ふ「大きな悲劇」になるのが落ちであろうが。

また、冒頭に紹介した類書と比較すると、本書は、綿密な史料の検討や緻密な理論で全体が構築されている書ではない。著者は、一九一四年生まれと言う。この辺も、こうした本書の特徴と関係しているのかも知れない。しかし、こうした特徴は、本書の欠点とはなっていない。老成した広い視野を持った大家なればこそ出てくる興味ある発想が所々にちりばめられている。例えば、前述し

たクレイステネスの改革に関連して日和見主義者云々の件、民会の出席資格確認の件の他に、アテーナイにおいては、政治家の暗殺は、帝政ローマ末期よりはるかに少ないなどの指摘である。

また、頑固な反マルクス主義者との評に対して、歴史家は、史料の理論よりもまず確実な証拠を考えるべきであると著者は反論している。老成した歴史家の口から出た言葉であればこそ価値ある一句である。

(付記：誤植 p. 22 l. 17 citizen→citizen)

(1991. III. 6)